

平成28年4月1日より

中間検査の対象建築物等が変わります

1 適用区域

山梨県全域（甲府市の区域を除く。）

2 適用時期

平成28年4月1日以降に確認申請書を提出する建築物に適用されます。

なお、平成28年3月31日までに確認申請書を提出した建築物は従前の例によります。

3 中間検査を行う建築物

(1) 対象建築物

対象建築物	平成28年4月1日以降	旧指定との変更点
一の建築物（法第7条の3第1項第一号に規定する工程を含む工事に係る建築物を除く。）における新築、増築又は改築に係る部分が次のいずれかの規模に該当する建築物	① 階数が3以上となるもの ② 延べ面積が500㎡を超えるもの	一戸建ての住宅で新築のもの（建築主の居住の用に供する住宅を除く。）は、対象建築物として指定しない

(2) 特定工程及び特定工程後の工程

平成28年4月1日以降	旧指定
建築物が2以上ある場合は、それぞれの棟ごとに対象になるかどうかを判断する	建築物が2以上ある場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物の工程に係るもの

なお、中間検査を行う建築物の構造及びそれぞれの特定工程、特定工程後の工程は従前のとおり。

(3) 適用除外

平成28年4月1日以降	旧指定
①旧指定と変更無し	①法第18条又は法第85条の規定適用建築物
②法第68条の10第1項に規定する型式適合認定建築物(令第136条の2の11第1号に掲げるものに限る。)	②法第6条の4第1項第1号に掲げる建築物
③旧指定と変更無し	③建築主が地方公共団体である建築物
適用除外無し	④独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に基づく資金の貸付等に係る建築物

【ホームページ】 <http://www.pref.yamanashi.jp/kenchikujutaku/83480973852.html>

【問合わせ先】

県土整備部建築住宅課建築審査担当 055-223-1735

中北建設事務所 055-224-1674 峡東建設事務所 0553-20-2718

峡南建設事務所 055-240-4133 富士・東部建設事務所 0555-22-7817